

**被害者援助——核被害者コミュニティが参加する仕組みづくりへ
核兵器をなくす日本キャンペーン¹**

2025 年 2 月

はじめに

核兵器禁止条約の第 6・7 条、また 2022 年のウィーン行動計画および第 2 回締約国会議での決定に従って、第 3 回締約国会議において被害者援助と環境修復ならびにそのための国際協力に向けた議論が進展することが期待されている。この提言書は、その実質的な進展に資することを目的とするものである。

被害者援助と国際協力を進めることは、核被害者を管轄下に抱えているか否かを問わず、すべての締約国の利益につながる。なぜなら、そうした取り組みは、人道的アプローチをとる核兵器禁止条約がもつ価値をさらに高め、条約の普遍化にも資するからである。

核兵器の戦時使用の被害者はもちろんのこと、核兵器の開発、実験、製造を含むあらゆる過程における世界各地の被害者の存在に光を当てることは、核兵器の本質的な非人道性を示すものとなる。それは、核抑止が平和をもたらすという主張に対する力強い批判となり、核兵器廃絶への説得力を高める。

今年 2025 年は、米国ニューメキシコ州で世界初の核実験、そして広島、長崎の原爆投下から 80 年を迎える年である。この 80 年にわたり核兵器の被害者たちは、その生命、健康、権利と尊厳を切実に求めてきたが、これまでの国際的な議論のなかでは多くの場合にその声は無視または放置されてきた。被害者援助と国際協力を始めるのはすでに遅すぎるくらいであるが、それでも、できることから始めていくことが重要である。

以下、6 点にわたる提言を行う。現在提案されている国際信託基金の仕組み作りは重要であるが、国際信託基金が正式に立ち上がる前段階にもできることは数多くある。第 1 から第 5 の提言は国際信託基金の成立前にできることであり、第 6 の提言は国際信託基金に関する提言である。

1) 締約国会議に「核被害者コミュニティ」の参加枠を創設し、核被害当事者の参加拡充を図ること

ウィーン行動計画は「行動 19」で、「第 6 条および第 7 条の効果的かつ持続可能な実施を進めるために、国際機関、市民社会、影響を受けるコミュニティ、先住民族、青年を含む関連する利害関係者と関わり、協働する。特に、被害者援助と環境修復のプロセスのすべての段階において、影響を受けるコミュニティと緊密に協議し、積極的に関与し、情報を発信していく」と定めている。

これを効果的に実施するために、私たちは、核兵器禁止条約の締約国会議および再検討会議において、一般的な NGO とは別に、被害者団体代表、被害地域代表、被害自治体代表らからなる、核被害者コミュニティ独自の参加枠を新設することを提案する。

そのような先例はある。たとえば生物多様性条約では、政府、国際機関、NGO 以外に「先住民族・地域共同体」という参加枠が設定され、その参加が保障されている。核兵器禁止条約に「核被害者コミュニティ」の参加枠を設けるためには、このような先例が参考になるだろう。

¹ この提言書は「被爆 80 年 核兵器をなくす国際市民フォーラム」(2025 年 2 月 8～9 日、東京)において参加者らにより議論された原案に基づいている。原案は、平林今日子、宮本ゆき、山田寿則、佐々木亮らからの知見をえて、竹峰誠一郎により起草された。最終的なこの提言書の文責は、核兵器をなくす日本キャンペーンにある。

2) 核被害当事者の締約国会議や関連会合への実質的な参加を保障するために、交通費・滞在費の補助制度とともに通訳体制を整備すること

核被害者コミュニティの代表者の実質的な参加を保障するためには、交通費・滞在費の補助や、彼らが母語で意見表明しつつ会議の議論を理解することができる体制づくりが欠かせない。このような体制を保障することは、ウィーン行動計画の「行動25」で定められている「すべての被害者援助および環境修復、ならびに国際協力および援助活動を、特に利用可能性、包括性、非差別、透明性の原則に則り、影響を受けるコミュニティと協調して実施」していくうえできわめて重要である。

かかる費用は、国際信託基金が創設されたときには同基金から捻出することを検討すべきである。国際信託基金が創設される前は、締約国政府、国際機関、市民社会が共同して取り組むべき課題である。これまで、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）をはじめ各国のNGOにより、この目的のための資金調達を含む支援努力がなされてきたことは特筆すべきである。しかしこれは、締約国政府や国際機関を含むすべてのアクターにより取り組まれるべき課題である。

3) 核被害当事者の参加のもとで、被害者援助に関する締約国会議内のテーマ別討論や、締約国会議に連動させた「核被害者フォーラム」（仮称）を開催すること

これまで締約国会議においては、政府代表やNGOから被害者援助に関するさまざまな発言や提案がなされ、関連のサイドイベントも数多く開かれてきた。しかし、現在世界各地ですでに生じている核被害をどう受け止め、どのような措置を講じていくべきかという系統的な議論がなされてきたとはいいがたい。

第2回締約国会議の「決定2」により、今後の締約国会議では「テーマ別討論」が行われることになった。このテーマ別討論の一つとして、被害者援助に関するテーマを締約国会議の場で継続的に設定し、合意を形成し、援助措置の効果的な実行をめざしていくことを私たちは提言する。

それと合わせて、第1回締約国会議の際に同会議に先立ち「核兵器の人道上的影響に関する国際会議」が開催されたように、締約国会議や再検討会議に連動させて、非締約国にも参加を呼びかけて、核被害者当事者が参加する「核被害者フォーラム」（仮称）を開催することも検討すべきである。

これとの関連で、国連総会決議 A/RES/79/60「核兵器の遺産に対処する」に基づき、国連事務総長が2026年の適切な時期に核被害者援助と環境修復に関する1日の会議を開催することを想起したい。この会議を一過性のものに終わらせず、恒常化する仕組み作りが必要である。

「核被害者フォーラム」では「核兵器の使用の被害者（ヒバクシャ）および核兵器の実験により影響を受けた者」（TPNW前文）、および「核兵器その他の核爆発装置の実験又は使用に係る活動の結果として汚染された」（TPNW6条2項）地域の人びとが、締約国の管轄下にあるか否かを問わず、幅広く参加し、発言し、交流できるものにすべきである。そのような場をもつことは、核被害者コミュニティのエンパワーメントにも寄与する。

4) 被害者援助と環境修復および国際協力に関する情報収集制度を改良し、団体・個人による通報制度を確立すること

第2回締約国会議では、被害者援助や国際協力のために必要な情報を集めるために、締約国が情報提供を行うためのガイドラインや書式が合意された。しかし、これまで実際に情報提供を行った国はきわめて限定的である。

それゆえ私たちは、締約国に対してさらなる情報提供を奨励する。各国が把握している被害実態や被害者援助に関する情報が、締約国会議に集積していくように、締約国政府による協力が不可欠である。

情報提供はまた、締約国政府からだけでなく、被害者団体代表、被害地域代表、被害自治体代表など、被害当事者を含めて、より幅広くから求めていく必要がある。

国際人権規約など多くの人権条約では、条約上保障されている権利が侵害されたと訴える個人（被害者）が加害国を相手として、権利回復・救済を求めて通報する手続きが備えられている。このような制度を参考にしつつ、国だけでなく、被害当事者やNGOからの情報提供も受けつける通報制度を創設すべきである。

締約国会議に集積された情報を的確に分析し評価していくためには、科学諮問グループによる助言も必要になるだろう。

5) 被害実態を把握するために、核被害地域への訪問を促進すること

核被害者コミュニティを締約国会議に招聘したり、同会議への情報提供を促したりしていくことと並行して、締約国政府および関係アクターが、核被害地域の現場を訪問することも重要である。被害当事者の体験を聞きながら、核被害とは何か、核被害援助をめぐるどんなニーズがあるのかなどをつかむことは、効果的な被害者援助を進めるうえで欠かせない。

米国では、毎年7月16日前後にロスアラモスやアラモゴルドで集会が開かれる。日本では、8月6日に広島、9日に長崎で犠牲者の追悼と平和記念の式典が行われている。カザフスタンでは8月29日にセメイで記念行事が開かれている。マーシャル諸島共和国では、3月1日が核被害者追悼記念日として国の休日となっており、マジュロで式典が開かれている。仏領ポリネシアでは7月2日にあわせて関連行事が開かれている。これらは、上述の目的での訪問の機会になりうる。

こうした機会をとらえて、締約国政府および関係アクターが核被害地を継続的に訪問し、被害者の声に耳を傾け続けることが求められる。

6) 国際信託基金の創設にあたっては、被害者救済を根本目的とし、核被害当事者やNGOの参画を確保すること

核兵器禁止条約における被害者援助の規定の本旨は、侵害されている核被害者の人権を救済である。したがって、既存の国際人権保障の制度を参考にして、被害者個人の救済に焦点を当てた制度づくりを進めるべきである。国際信託基金を創設する際には、基金の根本的な目的に被害者救済を位置づけ、特定の国家政府が基金の受益者となることは避けるべきである。

日本には「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（1994年制定）があり、放射線被害に限定された援護措置が行われている。この中では、原爆被害者の健康や日常生活

の相談に応じる相談事業が確立しており、都道府県によって実施されている。この事例に学び、核被害者コミュニティからの相談に応えていく体制づくりのために、基金が活用されるべきである。健康相談、医療福祉活動、環境修復、継承活動、教育・普及に加え、加害国政府への要求などが、相談事業の対象となろう。

これまで世界各地の核被害者コミュニティから、被害への補償を求める訴えが出されている。国家による核兵器の使用・実験の被害を受けた者が、その責任を追及し、賠償を求めることは、国際法上認められた人権の一つである。そうした被害コミュニティから出されている声を受け止め、人権の実現支援していくことも、相談事業の重要な役割となる。

このような相談事業を国際的な形で開設することによって、国際信託基金による助成を特定の被害国やコミュニティに選択的また限定的に振り向けるのではなく、支援を必要とするコミュニティに幅広く還元することができるようになる。

日本被団協の代表が 2024 年ノーベル平和賞授賞式における講演で述べたように、被爆者自身の運動が、原爆被害者への援護制度の創設と発展に不可欠であった。広島・長崎だけでなく、核兵器の被害を受けながらも、立ち上がり、声を上げてきた被害者コミュニティは世界各地にある。国際信託基金は、そうした被害者コミュニティの活動を支えるものにならなければならない。

基金による助成対象には、核被害者の当事者団体だけではなく、核被害当時者が関わる形で支援活動を行っている NGO も含まれるべきである。日本の事例を挙げれば、韓国の原爆被害者を支援する日本の市民の会や、マーシャル諸島の人びとを支援する会が活発に活動してきた。広島では、カザフスタンのセミパラチンスクの人びとを市民グループが継続的に支援している。また、広島・長崎の被爆者に対して日常的な相談を提供する会、原爆症の認定を求める訴訟の原告を支援する弁護士、科学者、医師らの会、さらには、太平洋の核実験で影響を受けながら被害者として未認定である船員らを支援する市民の会などが活動している。

これらの NGO は、核被害者のニーズをくみ取りつつ迅速に対応し、実績を上げてきた。こうした NGO 活動を支えることは、被害者援助や国際協力の実効性を高めるために重要である。

国際信託基金を上述のように広く被害者救済に役立てていくためには、非締約国政府や非政府の主体を、適切に関与させていくことが求められる。

おわりに

以上 6 点の提言を踏まえ、被害者援助措置に核被害者コミュニティが有意義な形で参加する仕組みが作られていくことを、私たちは求める。私たちは、第 6・7 条に関する作業グループがこうした視点をもって作業をさらに前進させることを期待しており、その作業に対して必要な情報提供や助力をすることを惜しまない。